

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00015 沿革 (略) <u>平成25年12月18日 一部改正</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、<u>原則として、初回貸出の実行日の前日までに別紙様式第1-1による貿易代金貸付保険申込書に貸付契約を証する書類を添付し、日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</u>この場合において、一の貸付契約で貸付金が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3条 ～ 第33条 (略)</p> <p>別表1～4 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年1月1日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00015 沿革 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、<u>原則として、貸付契約締結日又は発効日から1ヶ月以内かつ初回貸出の実行日の前日（包括保険の対象となる案件にあっては貸付契約締結日以降、初回貸出要件充足日から1ヶ月以内かつ初回貸出実行日の前日）までに別紙様式第1-1による貿易代金貸付保険申込書に貸付契約を証する書類を添付し、日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</u>この場合において、一の貸付契約で貸付金が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3条 ～ 第33条 (略)</p> <p>別表1～4 (略)</p>	